

第八十回国会 大蔵委員会 議 録 第 五 号

昭和五十二年三月一日(火曜日)  
午後七時二十八分開議

出席委員

委員長 小淵 惠三君

理事 小泉純一郎君 理事 野田 毅君

理事 保岡 興治君 理事 山下 元利君

理事 山田 耻目君 理事 坂口 力君

理事 永末 英一君

愛知 和男君 池田 行彦君

大石 千八君 鴨田 宗一君

後藤田正晴君 佐野 嘉吉君

関谷 勝嗣君 原田 憲君

村上 茂利君 村山 達雄君

山崎武三郎君 山下 徳夫君

山崎貞則君 与謝野 馨君

伊藤 茂君 池端 清一君

大島 弘君 川口 大助君

川崎 寛治君 沢田 広君

只松 祐治君 村山 喜一君

貝沼 次郎君 宮地 正介君

高橋 高望君 荒木 宏君

小林 正巳君 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

委員外の出席者

国税庁間税部長 大槻 章雄君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

二月十九日

辞任 永原 稔君 補欠選任 刀祢館正也君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

同日 辞任 刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

書外一件(美唄市議会議長滝正外一名(第一六号))

景気停滞下の財政金融政策運営に関する陳情書

外二件(東京都千代田区大手町一の九の四経済

団体連合会長土光敏夫外二名(第一七号))

景気対策の早期実施に関する陳情書外二件(京

都市中京区烏丸通夷川上る京都商工会議所会頭

森下弘外二名(第一八号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

七号)

登録免許税法の一部を改正する法律案(内閣提

出第八号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

印紙税法の一部を改正する法律案及び登録免許

税法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、

政府より順次提案理由の説明を求めます。坊大蔵

大臣。

印紙税法の一部を改正する法律案

登録免許税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坊國務大臣 ただいま議題となりました印紙税法

の一部を改正する法律案及び登録免許税法の一部

を改正する法律案につきまして、提案の理由及び

その内容を御説明申し上げます。

初めに、印紙税法の一部を改正する法律案につ

きまして、

一、印紙税法の一部を改正する法律案につ

きまして、

二、登録免許税法の一部を改正する法律案につ

きまして、

三、印紙税法の一部を改正する法律案につ

きまして、

きまして申し上げます。

政府は、最近における財政・経済事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、印紙税について、定額税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、定額税率の引き上げであります。

すなわち、現行の定額税率五十円を百円に引き上げるとともに、これに準じて、定款、合併契約書の定額税率を現行の一万円から二万円に引き上げる等の改正を行うこととしたしております。

第二は、階級定額税率の調整であります。

すなわち、現行の階級定額税率の最高価格帯に新たな金額区分を設けて税率を引き上げることとするほか、不動産の譲渡契約書の階級定額税率の一部の引き上げを行うこととしたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を図ることとしたしております。

なお、これらの改正は、本年五月一日以後に作成される文書について適用することとしたしております。

次に、登録免許税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における財政・経済事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、登録免許税について、定額税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、定額税率の引き上げであります。

すなわち、現行の登録免許税の定額税率は、昭和四十二年に設定されたものでありますが、その後の所得水準等の上昇に照らして、これを原則として三倍に引き上げることとし、更正の登記、登記の抹消等に係る定額税率につきましては、二倍に引き上げることとしたしております。

なお、このような定額税率の引き上げに伴い、

これとの均衡を図るため、定率課税を行う場合の最低税額につきましても、現行の五百円を千円に引き上げることとしたしております。

第二は、所有権の移転に関する仮登記等の定率税率の引き上げであります。

すなわち、その負担の実情等に顧み、所有権の移転に関する仮登記の税率を現行の千分の一から不動産については千分の六、船舶については千分の四に、それぞれ引き上げるとともに、各種の財団抵当権及び企業担保権の設定登記等の税率を現行の千分の一・五から千分の二・五に引き上げることとしたしております。

以上のほか、農用地開発公団法の規定による換地等の事業の施行のため必要とされる土地または建物に関する登記等を非課税登記等の範囲に加えることとする等、所要の規定の整備を図ることとしたしております。

なお、これらの改正は、原則として、本年五月一日以後に受ける登記等について適用することとしたしております。

以上、印紙税法の一部を改正する法律案及び登録免許税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○小淵委員長 これより印紙税法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤茂委員 ただいま大臣から提案されました印紙税法の一部を改正する法律案について、その内容、その前提となる条件について幾つか御質問をいたしたいと思います。

まず最初に伺いたいと思いますが、今回の税改

正について、その背景あるいは経済条件の見通しをどう考えているか。実は調べてみましたら、この前の改正は四十九年に行われているわけであり、平均二・五倍のアップということになっております。その前は四十二年、さらにその前は二十九年、前から振り返ってみますと、十三年目、七年目、今度は三年目というわけであり、何か税を取る方向に非常に急いでピッチを上げてこのような提案がなされているという感じがいたしますが、今回のこのような提案の中で、なぜあれから三年を経た今日、このような引き上げをすることになったのか、それをまず伺いたいと思

○坊岡務大臣 今度の税制改正に当たりまして印紙税を取り上げたというのはいささかわけが、こ

租税の体系としては御承知のとおり、所得税、法人税、相続税など二群の直接税がございまして、そのほかに間接税がございまして、その間接税としては、消費税と流通税があることは御存じのとおりでございますが、その中の流通税は、財貨の流通に直接、間接に担税力を見出して課されるものでありまして、その中には登録免許税、取引所税、有価証券取引税や印紙税が含まれておるわけ

す。この印紙税の性格は、文書の作成行為の背後に軽度の補完的課税を行うに足る経済的利益ないし補完的な担税力が存在する、この点に着目いたしまして、そこでその文書の作成行為の事実を課税の機会としてとらえている文書作成税でございますが、これに対して税をかけた、こういうわけ

であります。

○伊藤茂委員 大臣がいま御説明になったようなことは、私もかねて勉強いたしております。端的に伺いたいのは、提案理由の中には、「最近における財政・経済事情等に顧み、」とありますが、考

え方が二つあると思います。一つは税負担能力が高まっている、税金をもっとアップする余裕があるというところで今回の一部改正法の提案になったのか、そうではなくて、二つ目には、税負担能力

は高まっているということであるけれども、無理でもとにかく税金をよけい取らなければならぬということなのか、二つあるのじゃないかと思

います。前の値上げのときその他議事録をずっと繰って調べてみますと、四十九年の手直しの際には、これは大臣の答弁もあるいは政府委員側の答弁も、四十二年から四十九年、この前の値上げですが、それまでの間に国民所得の面でも三・一倍とか、あるいは一人当たり所得の面でも賃金の水準でいまして、それぞれ三倍ぐらい伸びて

いる。それで税金の方は、四十八年には四十二年と比べると三分の一ぐらいいく下がってしまっている。したがって、ある程度もとに直すぐらいいい、その程度の引き上げをやつてはどうかという説明がなされておりました。今度の場合は、その基礎となつておる税制調査会の「五十二年度の税制改正に関する答申」を見ましても、印紙税につきましては「最近における厳しい財政事情を考慮すれば、これに負担の増加を求め

てよい」と思うという表現になっております。非常に対照的な状況ではないかと思ひますが、その二つのうちどちらなかをまず聞きたいと思ひます。

○大倉政府委員 ただいまの伊藤委員の御質問は、ちょっと時間をかけまして恐縮でございますが、税制調査会における審議の経過を御説明いたしたいと思ひます。

昨年六月以来、前国会にお出しいたしました中期財政収支試算をもとにいたしまして、ある時期にどうしても何らかの税負担の増加をお願いせざるを得ないように思われるので、一体どういう税目でどのような負担の増加をお願いすることが可能か、まず現在ある税制をすべて洗い直していただきたいというお願いをいたしました。それが一般に言われておりますいわゆる中期税制の審議でございます。この審議は、五十二年度改正のために五十二年の十二月で一応中断されておりますが、五十二年度の改正を御答申いただきますにつ

きましては、やはりそれまでの中期税制の審議の

経緯というものがかなりの背景になっておりまして、中期税制の御審議をいただきます場合に、全体としてどのぐらいの増税をどういう組み合わせで考えるべきかというところはまだ結論が出ておりませんけれども、現行の税制を洗っていただきまして、従来の言われております間接税のおくれを調整するということはある時期を置いてこれはまずやるべきであらう、現行税制の中で、この御指摘があったわけでございます。間接税のおくれと申しますが、くどく申し上げる必要はないかと思いますが、定額税、あるいは従量税になっておりますものが所得、物価水準の動きについていけないという問題でございますので、端的に申せば従量税のものを従価税に直すか、あるいは実際の執行上従量税の方が適当であるか、あるいはある時期を置いて負担水準を見直すということをやるべきであらうということが全体の基調でございます。

その中で、伊藤委員よく御承知のように、従量税制度によっておりますもののいわば大物は、昨年度揮発油税と自動車重量税の増税をお願いいたしました。さらに一昨年は酒、たばこについての増税をお願いいたしました。したがって、ある時期を置いて見直すというときの対象としては、これはやはり印紙税と登録免許税が対象として浮かび上がってきた。時間をいただきまして恐縮でございますが、そういう背景がございまして、上げ幅につきましては、従来の御説明にもございまして、前回の改正後の所得の動き、あるいは物価の動きというものを一応の参考にする、しかし必ずしも機械的に指数的に直すということではない、そういう考え方になっておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 いま検討の経過のお話がございました。まあしかし、この印紙税のいままでの経過をずっと振り返ってみますと、さき申し上げましたように、周りの経済条件も変わって税内容そのものの比率が非常にダウンしてしまつた、もとに戻してもいいじゃないかという段階とは違つ

て、とにかく税収を上げなくちゃならぬという方が先行している。後ほど申し上げますが、それと同時に、全体の構造展望ということを大きく問題にしたいというわけでありまして、そういう気がいたします。

これはこういう角度からも言えるのではないかと思いますがいかがでございますか。大臣からさっきお話もございましたが、印紙税は流通税である、それから文書税という性格のものである、さらにまたほかの大きな税金と違ひまして補充税として本来きわめて低い税率のものというふうに行われております。また、文書の背景にある経済行為に課税するという概念になっておるわけでありまして、それではその背景にある経済行為というものが、四十九年改正の時点と比べて三年の間にどう変わったのか、非常に向上して当然今度税率をアップしていいということになっておるかどうか。私は政府の方に年じゅう言っていることですが、景気の状態その他を見ても非常に厳しい条件に置かれておる、日本経済も端的に言つてこのトンネルを抜け出した状態になっていないというふうなことでないかと思つております。

ですから、文書の背景にある経済行為に課税をするという規定になつておるわけですが、その経済行為自体は依然として冷たい状態になつておる。それにもかかわらず、いま平均幾ら以上になつておるか、そういう値上げをしなければならぬというところですね、そのところは正直にまずお答え願ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 今回印紙税を取り上げました直接の理由の一つは、何とかして現行税制の中で景気対策と矛盾しない範囲内ではできる限りの増収を図りたいという気持ちがあつたことはまことにそのとおりでございます。景気対策と逆行しない範囲内での増収を図るとすれば何であらうかというところも一つの角度でございまして、その意味で流通税を取り上げてみたわけでございます。それから御質問の第二点の、前回改正以後の経済の力が前回よりも強くなつていないではない

か、むしろ弱くなつておるのではないかと御趣旨のように伺ひましたが、前回改正の基礎となりましたのはいわば四十八年度でございまして、それから今日までは、昨年以降の伸び悩みは確かでございますけれども、やはり四十八年度に比べますれば国民所得も、経済取引の大きさも、取引の単位もそれぞれにかなりの大きさになつておるというふうに私どもとしては考えておるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 税金をもっとよけい取らなければならぬという事情が、率直に言つて背景だらうと思ひます。私は後ほどさらに御質問したいと思ひますが、そのこと自体、やはりいろいろな問題点が生ずるということだらうと思ひます。

その具体的な内容を申し上げる前に、何か今度の提案にしても、今後の税制全体あるいは経済見通しについて確実な見通しがつかない、そういう見通しはつきりしない段階で、まず取りやすいものから急いで取つていこうという感じを非常に強く持つわけでありまして、それで、端的に伺ひますが、今度の印紙税法の値上げ、これが五十年代前期経済計画あるいは税調の中間報告、それらとの関係において、それらと連結した考え方のもとにこれが提案をされておるのか、あるいはまた単なる見直しということでお出でなのか、伺ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 なぜ印紙税を取り上げたかということにつきましては、先ほどの繰り返しになりますので重ねて申し上げますが、御質問の最後にお触れになりました中期の展望との関連はどうかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、中期的に見てある時期に何らかの増税をお願いせざるを得ないという考え方からスタートしてあるというところは確かでございます。

ただ、それが金額的に政府の中期的な見通しとどう絡んでおるかという点につきましては、率直に申し上げまして、五十一年度には私どもが試算をいたしました予算委員会にお出しいたしました中期財政収支試算、そこで中期的にこの程度の税収

の確保が必要であらうと申し上げておつたものに比べますと、五十二年度の税収はそこには達しておりません。したがつて、中期的展望から言へば、五十二年度は経済情勢のこと、景気対策のことを考えまして、財政体質を非常によくするような増税はやらうと思つてもできない、むしろやるべきでないという考え方が一つございまして、ただその中で、制度そのものとして負担の増加を求めたものであると言われ、しかもいまの時期の景気対策に矛盾しないだらうというぎりぎりの範囲のものを私どもとしては精いっぱい取り上げてみた、その一つが印紙税である、かように申し上げればよろしいかと考えております。

○伊藤(茂)委員 いまの御答弁の中で、抜本的な税制の改革あるいは構造的な改革、それはやらうと思つてもなかなかできないという今日の段階で、まあ可能なものをというふうな意味のお話がございました。私はこの前の改正、その前の改正からずっとこの経過を振り返つてみますと、何か全体の姿勢というものが、展望が非常につきりしない。展望がはつきりしない段階の中でまず取れるものを取つていこう、そういう姿勢が非常に強いんじゃないかという感じを強く持たざるを得ないというふうに思ひます。

それに関連いたしまして、四十九年の改正のときにもずいぶん問題になつたことですが、このようにならぬ判断する姿勢と考へておつてみましますと、今度の印紙税の値上げ、それらがこれから後の税制改革全般とのかみ合いの中で、大規模な取引高税とか売上税とか付加価値税、そういう方向への傾斜を非常に強めるという姿勢を持つておるのじゃないか。もちろん、このような大規模な税制改革と今回提案されておる印紙税とかいふものは、税制として本来全く異質のものだと思ひますし、また当然異質でなければならぬというふうなことだと思ひますが、何かその方向へのきつかけとなる、あるいはその方向への傾向性ははらんでおる、その方向にのめり込んでいくというふうな感じが非常にするわけでありまして、その点は、

絶対に違ふというふうに断言できますか。

○坊国務大臣 御指摘のように、将来わが国の税制改正というものは、どうしてもある程度のもものはやらなければならないというものはあります。しかし今日どういうことをやるかといったような改正計画はもちろんできません。しかしいまの印紙税がそういつたことをやることについて何か先駆けというか前提というふうな考えは、これはもう全然さうなふうには考えておりません。

○伊藤(茂)委員 印紙税が付加価値税などに転化していくということは全然考えていないということとでございました。しかし、いざしるこれから先税制についての根本的な改革が求められているということは当然のことだろうと思ひます。

それに関連してひとつ伺ひしておきたいと思ひますが、今年度の税制についての税調の答申、この「基本的な考え方」の中に「いざしるの時期に一般的な税負担の引上げが必要になるものと考えられる。」当然大幅な考へるかもしれない。また前提としては「歳出面における節減合理化や税制面における不公平是正を一層推進することが必要である」というように書かれております。しかし今度の提案、いままでの経過も調べてみまふと、何か前提となる、あるいは必要となるというふうな言われている支出面におけるところの節減合理化あるいは不公平是正というよりは、取れるものから取ろうという感じを強くしてならないわけですか。

大臣、お伺ひいたしますが、「いざしるの時期に一般的な税負担の引上げが必要である」というふうになつていますが、いざしるの時期ということとは、いまの財政事情からして五年後、十年後ということはもちろんないと思ひます。その辺、これから先非常に身近な機会にそれをやらなければならないというふうなことではないだろうかと思ひます。その点いかがでございますか。

もう一つ、付加価値税などに直接転化することはないというふうに言われましたが、税調での議論

論されている討議メモとか、そういうものをいろいろと検討いたしてみますと、中期税制の一環として論じられている新税等の概要について、いろんなメモの中にも、一面では土地増価税とか富裕税とか、その辺の問題と、それと同時にEC型付加価値税あるいは大規模売り上げ税、大規模取引税というふうなこともテーマとして挙げられております。これはいざしるも物価へのはね返りが大きい、国民生活には重大な影響を与えるということだと思ひますが、これら話題となつております問題についてどの程度検討されているのか、あるいは大臣はどうお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○坊国務大臣 財政収支試算というものをいまつくつておるといふことについては御存じのことと思ひますが、それを目標といたしまして日本の財政を立て直していくということはどうしても必要だと思ひます。財政を立て直すためには、五十五年には例の特例公債というものは発行しないというふうな健全財政に持つていくということとでございしますから、そうするとどうしても租税収入というものを充実していかなければならないということとはもう必至のこととでございします。しからば、その税収入をいかなる税によつて充実していくかというところにつきましては、いま税制調査会におきましてあらゆる直接税また間接税といったようなものにつきましても勉強してもらつておる過程であります。そういうものをどう勉強して、そしてその中で国民の皆さんが一体どういふものをおとりになるかということも一つの大きなファクターになるであらう、私はかように考へます。いざしるにいたしましても、直接税、間接税その他の税におきまして何らかの手だてを講じていかなければならぬけれども、しからば具体的にいまだれをとつてどうというふうなところまではまいつておりません。

○伊藤(茂)委員 時間の関係もありますから、具体的問題に入つていきたくと思ひます。いま伺つたところでぜひ一言申し上げたいので

すが、大臣言われましたように、これから具体的なことを本格的な展望について議論しなければならぬ、また検討しなければならぬということとでございします。しかし今日の情勢を考へますと、むしろいまの時点ではつきりした展望を出す努力を積極的に行ふべきではなかつたか。そういう前提の上に、余り大きな額の税制改正ということではなかつたか、こゝろの税制改正についていふことは、余り大きな展望の上に国民の理解を求めていく、そういうことが一番必要なのではないだろうか。そうでないと、展望がはつきりしないままいろんな税率のアップが行われる。何か国民の目から見ますと、あるいは納税者の目から見ますと、せつぱ詰まつてまず税収をふやしていくというふうな受け取れますし、あるいはまた、税制の手段としてもどうしてもそこな手段に入つてしまふということになつてしまふのではないかと思ひます。そういうような問題はこれから別の機会にさらに具体的に議論を進めさせていただきたいと思ひます。

そこで、幾つかこの改正自体の具体的な問題について御質問したいと思ひますが、その一つとして、印紙税という税金についての実態把握の問題、これを伺ひたいと思ひます。

大蔵省主税局から参つております説明によりましますと、この改正によつて税収見込みは初年度七百十億、平年度八百五十億というふうに見込まれております。その金額の積算の根拠、あるいは実態把握がどうなつていふのかということをお伺ひしたいと思ひます。

ちょうど確定申告の時期でもございしますが、税

なつております。またこれについて政府側の説明でも、他の税に比べましてなかなか実態がつかみにくい、あるいは総額自体も余り的確にわかつていない、さらには印紙税の調査というものはいろいろ困難があるという説明がございました。それは今回の改正に当たりましてその後実態把握につきましてもどのような改善の努力あるいは分析がなされているのか、伺ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 ただいま伊藤委員御指摘になりましたとおり、印紙税の面が非常に多い税でございます。税としての収入そのものも、印紙収入の総額から、かなり後になって具体的な計算ができません手数料でございますとか登録免許税でございますとか、そういうものを差し引いた残りが印紙税であるはずであるというところからしか入れないことは認めざるを得ないかと思ひます。さらにそれを一層細分いたしましたして一俵手形の分の印紙税は幾らなんだらうか、領収証の分の印紙税は幾らなんだらうかということにつきましては、やはり各税務署を通じて事業所に御協力を願つて、ある一月間に使われた印紙をどういふふうにお使いになりましたか、どの文書にどのくらい印紙を貼つておられますかというところをお尋ねしてそれを集計してみまして、それを全体の印紙収入に延ばしてみるというふうなやり方しかないわけでございます。したがつてその計算の根拠自身もかなり大胆な推計を加えたものにならざるを得ない。その点はまさしくおっしゃるとおり一種の弱点を持つておるといふことは認めざるを得ないかと思ひます。ただ、私も、いま申し上げましたような個別の事業所の協力によりましては実態調査のようなのをベースにいたしまして、現行の印紙税収入の構成比を割り出しまして、その構成比に延ばしまして今回の改正でそれぞれどれくらい印紙税収入がどうなるかという推計をいたしました。その結果がただいま御説明しております平年度八百五十億、初年度七百十億と推定しておるというふうな申し上げるしかないわけでございます。

○伊藤(茂)委員 いま告白されましたように、推計以外に手がないという税金だと思ひます。当然ながらほかの税金と比べて大変あいまいあるいは不確かな内容による税の計画というふうには言わなければならぬと思ひます。言わなければならぬというよりも、これは非常にきつりしているということだと思ひます。

そういうことで、七百十億とか、それから八百五十億とか、そういう数字は一体はつきりした自信があるのだろうか。実態把握がなくて税率を上げるといふようなこと、これは税制自体のやり方として非常に問題をはらんでいるというふうなことはないだろうかと思ひます。私、国税庁の事務年報を調べてみましたら、まだ昭和四十九年だけしか出版されておりました。昭和四十九年に印紙収入が四千二百六十五億。その内容を見ますと、その中の相当な割合を印紙税が占めると思われるという表現になっております。これでは納税者の立場から見ても、税制としても非常に困った性格のものではないかというふうには思ひうわけでありまして、お同いしますが、七百十億、八百五十億という数字ははつきりした自信があるのかどうか。それから、五十年の国税庁の事務年報の数字ももう出ているところではないかと思ひますが、そういうのと比較をいたしまして、あるいは今回の推計から見ても、今度の値上げによって五十二年度ほどの程度の印紙税部分の収入を推計できるのか、それを伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 収入見積もり及び税制改正による増収見積もりにつきましては、先ほど御説明申し上げたような手法を用いておりますので、非常に正確なものであると申し上げるだけの自信は率直に言つてございませぬけれども、ただ私どもが手元にある限りのあらゆるデータを使つてみて最善と思われる推計をしておるといふことで御了解をいただくしかしようがないかと思ひます。増収後の印紙税収入は、現行法によります五十二年度の収入見込み額をまず二千三百五十三億と推計いたしております。それに増収を足すわけござ

います。増収額は初年度としては七百十億を見込んでおりますので、三千六十三億という計算に相なるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 いずれにしても、すべて推計によつて想定をするというふうな状態になっておりまして、税金の問題について国民、納税者の関心が非常に高まっているという中で大変遺憾なことだと思ひます。また率直に言ひまして、四十九年の値上げのときにもあれほど税の捕捉率があつた。ところが三年たつて今回さらに一部改正、税率をアップすることについて、あの時点とは余り変わっていない取り扱いになっているというところはやはり非常に遺憾なことではないかというふうに私は思ひます。

次に、それに関連もすることですが、いろいろな意味であいまいであると同時に不公平な面もある税金ははらんでおるのではないかとこのことを感じます。性格上、文書税という性格を持つてゐるというふうな規定をされておりますが、文書に印紙の貼付漏れということも当然あると思ひます。一定の調査もなされて、過怠料金を取るということも措置もなされてゐるようございします。が、これもこういう性格があるという取り扱ひの中ではそう十分に把握ができていないということではないかと思ひます。

特に私が問題にしたいのは、最近の商取引あるいは経済状況を見ますと、たとえば二十五号にある項目の中で、手形あるいは受取書、いろいろあるわけでありまして、この二十二号の受取書というものにつきましても、受取書を発行して消印を押すというケースから、だんだんに最近の経済慣習をいたしまして銀行振込み、そして通知だけがある、あるいは現金決済とか、そういう比率が非常に増加をしているというところがあるのではないかと思ひます。こういう面から見ますと、いまのやり方では性格的にも不公平さをはらんでいるということが言えるのではないだろうかと思ひます。前の税改正のときにもこれに関連をいたし

まして捕捉率の問題などがいろいろと議論になっておりますが、特にこういう銀行振込みなどがふえてくる、受取書に印紙を張つて消印を押すという形の部分が少なくなつてくるというところは、この文書税の背景となつてゐる経済行為というところについてとらえ方も非常に不公平部分がふえてくるのではないかと、構造的にそうなつてくるのではないかというふうな思ひわけでありまして、どうお考えになるのか、あるいはどういふ見通しを今後とも持つてゐるのか、それを伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 だんだんと経済取引が複雑になりまして、たとえばいま御指摘のようにその決済を銀行振込みでやるといふことがだんだんふえてくる、それは傾向としてはおっしゃるとおりだろうと思ひます。そこが文書税であるという印紙税の限界であるかと私どもも考へております。したがつて、それであるだけに余り高い負担というものはやはり求められない。おのずから負担水準そのものにも限度があるだろう、そう考へております。ただ、そこをもっと発展させて、おのずから資金決済について何らかの軽い負担を求めるといふことになつてくれば、それはやはりもう文書税ではできなくなつてきて、取引税なりなんなりというところに発展していく。ただ、先ほど大臣も申し上げましたように、だから印紙税から必ずそつちへいくというふうには私どもとして考へておるわけではございませぬ。しかし、文書税であるがゆゑに流通税としても、いわば部分的なものにとどまつてしまふということは、これは宿命的にどうもあるのだ、そう認めざるを得ないだらうと思ひます。

○伊藤(茂)委員 いまお答えの中でも認められましたように、この印紙税の実態というものが推計以外にない、税収見込みについてもそれしか手がないというあいまいさも持つてゐる、基本的にそういう性格を持つてゐるというところ、言えるのじゃないかと思ひます。またいまの答弁にもあ

りましたように、取引形態あるいは決済の方式も、これは社会慣習としてだんだん違つてくる。この前の法改正のときには、こういう形式が日本において安定した社会的慣習となつておりました。といふ説明が繰り返して行われておりましたが、あれから三年という期間の中にも急速にそれが変わつてゐるということではないかと思ひます。私は、やはり税金あるいは税制というのは明確な根拠を持ち、平等等をなくし、あいまいさをなくして、国民のあるいは納税者の理解を求めるといふのが当然のことでありまして、あるいはまたこれから先を考えますと、ますますこういう面について心しなければならぬということではないかと思ひます。この点を強く指摘をしておきたいと思ひます。

関連しまして、私は、こういう税の捕捉率という問題は、印紙税だけに限らないという状況が最近特にふえてゐるのではないだろうかというふうな感ずるわけでありまして、全般的にこの問題があるのではないかと思ひます。税の執行面での不平等、まあ個人、法人を含めて所得の捕捉率にアンバランスがあれば納税者にも大きな不信感を生む、あるいは大きな脱税が出てくるほど納税意欲を大變減退するといふ問題があるわけであり

ここでロッキード、田中金脈の問題を持ち出すつもりはありませんけれども、最近の状況を幾つか検討いたしてみますと、たとえば法人企業に対する税の実態等、実地調査などがどう行われてゐるのか、これらにつきましても、月々あるいは年々チェックされる度合いというものが、何かだんだんに少なくなつてゐるという傾向を持つてゐるのではないかと思ひます。時間の関係もありますから、一々私の調べました全法人に対する調査のパーセンテージまでは申し上げません。そういうことが数字でもあらわれております。そういう傾向の中で、調査をされる回数も非常に少なくなつてくる。したがひまして、ひどいときには脱税の時効期限の三倍にもなるような期間、調査もされ

ないというふうな問題も指摘をされているところ  
であります。

さらには、法人税のいわゆる脱税白書によりま  
しても、国税庁が疑問を持って、昨年でしか調査  
をした九万二千社のうち、実に八〇％が過少申告  
をして更正決定を受けているというふうなことも  
聞きます。最近また新聞でも話題になりました  
が、一部の大企業が例年多額の使途不明金を計上  
している。全国の資本金五千万円以上の企業の使  
途不明金は、合計二百五十億にも達しているとい  
うふうなことも聞くわけでありま。

細かくこれを質問するのはここでの趣旨ではご  
ざいせんけれども、やはり印紙税について指摘  
をされなければならぬ問題と同時に、税制全般  
にわたってこういう努力がもっと行われなければ  
ならないということではないかと思ひます。

詳しくお聞きするつもりはございませんけれど  
も、簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 きょうは印紙税でございました  
ので、国税庁の間税部長が参つております。ちよ  
つと越権でございますが、便宜私から、直税部系統  
のことでございますので、私の知つております範  
圍でお答えさせていただきますと思ひます。

伊藤委員の御指摘の実調率が下がる傾向にある  
ということ、これは、国税庁は一生懸命やってお  
りますけれども、ずっと同じぐらいの定員で仕事  
をこなしておるものでございますから、どうして  
も重点主義でやっています。一般の納税者に対し  
てはできるだけ指導をして、また税理士、青色申告  
会などの協力を求めて申告水準を上げていく。国  
税庁の調査としては、やはり脱漏があるのではな  
いかというところを集中的にやっていますという態  
勢ではないと、納税者も税額も非常にふえながら職  
員数はふえておりませんものだから、どうしても  
もそういうことではないといふ運営がやっています  
ないといふふうな私としては聞いております。し  
たがいまして、実調率が下がる傾向にありながら  
しかし調べるときには重点的にやり、しかもその  
結果、おっしゃるよう執行面の不公平が出ない

ようにできるだけ直していくということで、現在  
一生懸命努力をしておるということであらうかと  
考えております。

○伊藤(茂)委員 次に進みたいと思ひます。

今度の税改正では、全体にわたって税額も上が  
り刻みも変わっているということになっておりま  
す。税額が上がっておりますが、免税点も据え置  
きということになっております。私は税額あるい  
は税率を上げるならば、当然のことながら免税点  
も上げるといふのが普通ではないだろうかとい  
ふふうに思ひます。税調に出されました全国のい  
ろんな団体あるいは経済団体などからの税制につ  
いてのいろいろな要望などを読んでみました。た  
あるいは幾つかの団体の話を聞いてみますと、税  
率のアップに反対でありながらも、しかもやはり  
免税点は引き上げてもらいたい、これが現在の経  
済状況からして当然ではないだろうかという要望  
が、たとえば全国中小企業団体中央会とか横浜商  
工会議所とかいろいろなところから出てくるのを  
資料でも読むわけでありま。税額は上がるが免  
税点は同じという、私は率直に言つて今回の提案  
の大きな矛盾の一つだろふと思ひますが、これに  
ついてお伺ひいたします。

○大倉政府委員 免税点の引き上げをどう考へる  
かという御議論は、税制調査会でも出されまして、  
御検討を願ひました。

印紙税につきましては、一つの議論は、事柄の  
性質上、これは免税点は要らないのではないかと  
いう御議論がござい。現に現在の課税文書表  
にござい。各種の文書の中でも、免税点のつ  
いていない文書もござい。現在免税点がござ  
いますのは、手形とか、ただいまおっしゃいました  
売上代金の領収書などに免税点があるわけござ  
います。これは非常に数の多くなる場合に、余  
りに小さな金額の領収書まで一々印紙を張つて  
いただくといふことは、かたがたであるかといふ感  
覚でござい。上がつておるものだらうといふふう  
から説明がされてきておるわけござい。その意  
味でいまの三万円という免税点の水準を

御検討願つたわけでございますが、これは伊藤委  
員よくお調べのように、四十九年の改正のときに  
当時の一万円から三万円に一挙に引き上げたわけ  
でござい。当時、当時の実態調査、それ以後の諸  
方面からの意見聴取によりまして、三万円のいま  
の水準で、これまた推計で申しわけないですが、  
恐らく領収書の作成枚数の九割近くは免税点以下  
に外れておるだらう。したがって、中小企業の方  
の非常に小さな金額で手間がかかるという問題  
は、やはり九割近くが外れておるのならそれでい  
いのではないだろうかといふことで、前回引き上  
げが三倍であつて三万円ということになったとい  
うことを踏まえてみれば、今回の改正ではそのま  
までいいんではないだろうか、手形につきまして  
も、十万円という水準だからそれでいいんではな  
いだろうかといふ御議論を承りまして、今回の改正  
には免税点の引き上げを織り込んでいないわけ  
でございます。

○伊藤(茂)委員 そのような局長の答えがござ  
い。したが、現実に税制についていろいろな経済団  
体の意見を求めますと、免税点を引き上げてもら  
いたいといふ要望が非常にたくさん来ているとい  
うことは、いま局長からお答えのあつたさうい  
うことは、いま局長からお答えのあつたさうい  
う内容の判断だけで済まされるのではないのではな  
いかという気が非常にいたしますが、これは次の話  
題にも関連をしながら御質問を申し上げたいとい  
うふうに思ひます。

次に、二十五号にわたる項目がそれぞれの中  
に記載をされております。二十五項目あるわけ  
あります。若干この内容について触れたいと思  
ひます。

その前に、大まかに見て、この税収、税収とい  
つても推計ですね、この税収から見たこの二十五号  
の内容の比率、特に大きいもの、これはどのよう  
になつておりますでしょうか、それを伺ひたいと  
思ひます。

○大倉政府委員 改正後の姿として推定いたして  
おりますところによりまして、全体の収入を一〇  
〇としたしまして、約三割が二十二号の金銭、有

価証券の受取書であらうと考えております。さら  
に、次の大きいものが手形、これがやはり同様に  
約三割、私どもの計算では二九・一というふう  
に計算いたしておりますが、受取書が三〇・七、手  
形が二九・一といふことで、大体その二つで三分  
の二ぐらいになつておるのではないだろうか。

あとは際立つて大きなものといふのはござい  
ませんけれども、二つ三つさらに申し上げますと、  
請負契約が九・二％、不動産の売買契約が五・  
五％、預貯金通帳等が四・七％という推計をいた  
しております。

○伊藤(茂)委員 いま伺ひましたように、二十五  
号の中で言いますと二十二号それから三号、これ  
が大きな比率を占めておる。この二つで三分の二  
かそれ強といふふうなことではないかと思ひま  
す。私は、やはりこの二つの項目、これとの関係  
で、今度の改正が大きな企業あるいは中小零細企業  
の場合、その持つ影響がいろいろ違つてくるの  
ではないか、経済規模の上の方と下の方とそれぞ  
れ違つた影響力を持つてくるのではないかとい  
ふふうに思ひます。

これは実態調査上の問題としてお伺ひしたい  
と思ひますが、たとえば二十二号受取書、これらに  
ついて金額別の大きな構成と言ひますか、さうい  
うことがおわかりでしたら伺ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 これまた非常にラフな推計で申  
しわけないのござい。受取書で階級定額  
になつておりますものにつきましては約五割五分  
が大企業分ではなからうかといふ推計がございま  
す。それから定額になつておるものにつきまして  
は、これはやはり数としては圧倒的に中小企業の  
分が多いのではなからうかといふ推計になつてお  
ります。

ただ、定額になつておりますものは、ちよつと  
くどくで恐縮でございますが、全体の作成枚数か  
ら申せば約一割が相手になるのだ……(伊藤(茂)  
委員「一割が……」と呼ぶ)一割が印紙を張らな  
くてはいけな、九割の方は免税点で落ちてしま  
うといふことござい。残りの一割の中



では、やはり金額の小さい受取書というのは、どうしても中小企業がつくっておられるものが圧倒的に多いだろうという推計になっております。

○伊藤(茂)委員 いま言われたような実態が非常に明瞭に現実のものとしてあらわれているというようなことではないかと思ひます。

たとえば二十号の受取書についての上と下というところ、それにどのような影響の違いがあるかというところを申し上げましたが、今回の改正で刻みの上の方をふやしていく、上限も高くするし刻みもふやした、一見この前の改正と比べますと、上の方にも負担がちゃんとなるというところで公平になったような感じが持たれるような気がいたします。しかし現在の経済実勢からしますと、決してこれは実態に合っているというところではないのじゃないだろうかというふうに思ふわけでありま

す。たとえば一号、二号に関連いたしますが、不動産の譲渡とかにつきましても、小規模な不動産屋でも数千万あるいは数億、大手の方では何十億、何百億という額を扱っているというふうなことがあるのではないかと思ひます。またこの請負契約とかそういう面でも、大手企業にいたしますと大きなビルをつくるとかそういう工事の関係、まあ想像いたしますと数十億あるいは数百億というふうなことがあるのではないだろうか。

四十九年の改正のとき大変議論もあつたことでもあり、今回の改正では上の方の刻みをふやしたというところになっておりますけれども、項目によつて違ひますが、十億円超が上限とかいうようなことではまだ経済の実態に即してはいないのではないか、まだ上に甘いのではないかというふうな気がいたします。税調のこれに関連する答申の中でも、「最近における取引規模の拡大等に即応して、最高価格帯の見直しを中心とした税率の調整合理化を行う」それに基づいてなされたこととごさいましようけれども、現在の取引あるいは経済の実態に即応してはいない面が依然として強いというところではないかと思ひますが、いかがでしょう。

うか。

○大倉政府委員 ただいま御質問の中でお触れになりましたように階級定額税率の最高区分の見直しにつきましたは、前回、当委員会各委員からの御指摘も受けてまして今回このような改正案を御提案しているという点は御指摘のとおりだと思ひます。どのくらいまで上に上げればよろしいかというところで御議論を願つたわけですが、

たとえば手形につきましても、いままでの最高二万円が、最高として五万円までまいりますので、今回の改正としてはこのあたりが妥当ではないのだからかという御判断でこう決めていただいた。大体最高のところは二・五倍とか三倍とかというところまで引き上げている案になっております。たとえば一号文書は、従来は最高五万円が今回は最高十五万円ということになっております。二号文書も同様でございます。今回の改正として御提案するのは、決め手があるわけではございませんけれども、この辺が大体妥当な線ではなからうかという御判断をいただいたわけでございます。

○伊藤(茂)委員 どうもその基礎となるような根拠というものは、科学性、具体性がないという感じを非常に強くするわけでありまして、上の方の問題についても、先ほど申し上げましたような指摘ができておると思ひます。下の方の問題についても、やはりもっと深刻な影響のある側面もあるのじゃないかというふうに思ふわけでありまして、

私も具体的に一々申し上げませんが、中小零細の企業について、月どの程度印紙税の負担があるのか等々、幾つか例を聞いてみました。もちろん、業種によつて受取書をたくさん発行しなければならぬ場合とそうでない場合と違ひわけでありましてけれども、ケースによりましては、大体月三千万くらいの水揚げの中小の企業で、たとえば印紙を買い額が月十万円近いとかいうふうな話も聞くわけでありまして、まあそれらは業種によつていろいろとケースが違ひうと思ひますけれども、  
今度の改正の中で最高価格帯の見直し、上限を上げて刻みを大きくしたということにはなつてお

りますけれども、上の方から見ても、中小零細企業などの関係から見ても、依然としてやはりこのよう不公平といひますか、経済実態に即さないといひますか、そういう側面があるのではないか、こういう点をもっと正確に調べて科学的な根拠の上に税制が扱われることが必要ではないかというふうに思ふわけでありまして、いかがでしょう。

○大倉政府委員 私ども、先ほど申し上げた各事業所の御協力を得て、一月当たり何枚くらい領収書が何枚くらいかというところを集計してみた結果が、その九割くらいは免税点の下に埋没をしておるということなんでございますが、おっしゃいましたように特定の業種につきましては、御指摘になつたようなケースがそれは確かにあるかもしれせん。それは、できますればまたいろいろお教えいたしたいと思ひます。今後の検討の材料にぜひ使わせて

いただくと思ひます。それから、上の方をどの程度まで引き上げるかというところにつきましても、今回もまた御指摘を受けておるわけでございますから、今後の検討に際しましては十分御指摘を含んで考えてまいりたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 時間の制約もございまして、また、それらの問題点が現実には明らかになればもっと勉強し、検討したいと思ひます。一つ伺いたいのですが、税調の審議経過の中で、こういうことが言われております。「現行の課税文書のほかに相応の担税力があると認められる文書があれば、これを課税対象に取り入れることも検討する必要がある」。関連して前に話題になりました旅券税の問題とかあるかと思ひます。そういう一項目がございまして、特に文書税の性格を持ったこの印紙税に關係する問題ですから、現行の課税文書のほかに相応の担税力があると認められる文書があれば、と、こういうことについて何か具体的な検討内容があれば伺いたいと思ひま

す。

○大倉政府委員 ただいま御指摘になりましたのは、部会長報告だろかと思ひます。この部会長報告は、さつき申し上げた中期税制の審議の過程をおまとめになつてゐるものなんでございまして、そのときには、現行税制を根元から全部一遍洗い直すというところでやっていたらいいと思ひましたので、ただいま御引用になりましたような審議が現実にあつたわけでございます。

そのときに具体的に話題になりましたのは、前々回の改正のとき以来話題になつてゐるものがあるからというところがございます。四十二年改正のときに旅券、それから自動車の運転免許証というものが話題になつたことがございます。そういうことが税調の場所でも話題に出ました。○伊藤(茂)委員 伺いましたが、いづれにいたしましても、新たな財源を求めるということが必要でしようが、新たな財源を求める場合に、何かかっこうなえさを見つめるようなかっこうではなくて、やはり国民生活あるいは中小零細企業というふうな一番しわ寄せを受けている立場をどう守っていくのか、どう対処していくのかというふうな角度から物事を今後とも考えていただきたいというふうに思ひます。

時間ですから、最後に一つだけ、これは大臣に要望を含めてお伺いしたいと思ひます。いま幾つかの問題点を挙げまして、提案された印紙税の改正について御質問したわけでありまして、やはり税の実態調査、実態の把握の問題あるいは捕捉率の問題また商取引の全体の経済運営の変化に伴つて大変何か対象として不公平なり片寄つたりということになってくるのではないかと。まあ銀行振替の形式がふえてくることとの兼ね合いですね。その他、非常にあいまいな基礎で、また不確かな基礎でこの税制改正の提案が行われているという感じをどうしても強く持たざるを得ないと思ひます。

また、この前の税制改正、四十九年の改正のとき議事録その他も詳細に読み直してみまし

た。あのときにやはり議論をされております問題点、それに対する答え、大変失礼ですが、この前と同じ問題点が出ています、この前と全く同じような発想の御答弁になっているというふうなことではないかと思ひます。私はやはり四十九年時点と比べて——狂乱インフレの終末の時期でございましたか、あのときと比べて、今日の財政事情というものは全く違つた、非常に深刻な状況になっていると思ひます。それだけにやはり、この税制の改正あるいは税率を、大きな金額のものではないにしろアップするということについては、前とは違つた慎重な検討あるいは真剣な態度というものが非常に要望されるということではないかと思ひます。それがありませんと、納税者がこれは協力をしようという気持ちにならないというふうなことではないかと思ひます。

そういう意味で最後に申し上げたいのですが、展望をはっきりさせないまま上げるといふのではなくて、これからの税展覧について早く明確な展望を出して、それを国民の理解が求められるようなものに仕上げていくという姿勢が非常に重要なことではないだろうかというのを、この印紙税改正の取り扱いについても痛感をするわけがあります。

私が大臣に申し上げる必要もないことでありますけれども、やはり財政事情は非常に深刻になっております。私ちょっと調べて、これから本格的な国債の償還期に当たる十年後ですね、六十年以降はどうなっているだろうか。いろいろなケースがこれから出てくるでございまして、う。それらについても数字をちゃんと調べてみましたが、やはり方を間違えたらこれはまさに破産というよりも破局状態になってしまうというふうなことになるわけでありまして。こういう中で一番必要なことは、本当に思い切つた転換が求められている。しかもその転換の方向とは何かという、構造的な改革といふか民主的な改革といふか、本当に国民の立場に立つた新しい租

税原則、そういうものを追求する中に、大きな法案もあるでしょう、小さい法案もあるでしょう、しかしそれらを大小にかかわらず扱っていくということがあるに非常に求められている。国民的な合意あるいは納税者の理解の上に成立する税原則というものを求めていくということが重要ではないかと思ひます。

大臣は税の不公平は正というのを一貫した信条とされておられると私伺つておりますし、あるいはまた、日ごろ、大正、昭和の大政治家であつた高橋是清元大蔵大臣を大尊敬されておられる。大蔵大臣に就任された直後にも、何かお墓参りに行かれたというのを伺つておりますが、かつて高橋蔵相が軍部の圧力に抗して健全財政主義を貫いて、ついに凶弾に倒れたというわけでありまして、その最期まで見習ふということはもちろん言うつもりはございませぬけれども、それぐらいの決意を持つてこの財政改革に当たらないければならぬという非常に大事な時期ではないだろうか、そう思ふわけでありまして。

そういう意味で、今度の法案についての内容の考え方、あり方、それからこれからの税制のあり方ということについてやはり真剣にひとつ考へていくことが求められているということではないかと思ひます。まあこれは要望と同時に、御見解があれば伺ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○坊間務大臣 大変ごもっともなる御意見だと思ひます。私も、何か財政計画、税制計画——計画とまではいかにないにしても、一つの目標と申しますか、そこへやってくる、たどるべき道というものを定めることが非常に必要なことであつて、できるだけ私はそういう方向に向かつて努力をしてまいりたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 時間ですから、質問を終わります。

○小淵委員長 次回は、明日水曜日午前十時理事会、午後五時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十八分散会

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第三号中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則(以下

「通則」という。)3イ、ハ及びホ中「五十万円」を「百万円」に改める。

通則4ニ中「記載があり」を「記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載がある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより」に改める。

別表第一第一号及び第二号の課税標準及び税率欄中「五十万円」を「百万円」に、「三十万円」を「五十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に、「一億円を超えるもの」を「五千万円」に改める。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下」のものを「百万円以下」のものと、「五十万円を超えるもの」を「二百万円」に改める。

別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「千円以下」のものを「五十万円」に、「千円を超えるもの」を「三十万円を超えるもの」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第一第五号の課税標準及び税率欄中「百万円以下」のものを「五千万円以下」のものと、「百万円を超えるもの」を「五千万円を超えるもの」に改める。

別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「一万円」を「二万円」に改める。

別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二万円」に改める。

別表第一第九号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第一第二十二号の課税標準及び税率欄中「五十万円以下」のものを「百万円以下」のものと、「五十万円を超えるもの」を「五千万円以下」のものと改める。

別表第一第二十三号の課税標準及び税率欄中「一億円を超えるもの」を「二千万円」に改める。

別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「二億円を超えるもの」を「三千万円」に改める。

別表第一第二十五号の課税標準及び税率欄中「三億円を超えるもの」を「四千万円」に改める。

別表第一第二十六号の課税標準及び税率欄中「四億円を超えるもの」を「五千万円」に改める。



に、「五十円」を「百円」に改める。

別表第一第二十三号の課税物件欄を次のように改め、同号の課税標準及び税率欄中「五十円」を「百円」に改める。

預貯金通帳、信託行為に関する通帳、相互銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳

1 生命共済の掛金通帳とは、農業協同組合その他の法人が生命共済に係る契約に關し作成する掛金通帳で、政令で定めるものをいう。

別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に改める。

別表第一第二十五号の課税標準及び税率欄中「千円」を「二千円」に改める。

別表第二中公益企業金融公庫の項の次に次のように加え、南方同胞援護会の項を削る。

#### 公害防止事業団

公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)

別表第三中公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一号から第三号まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する項を削る。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年五月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、適用日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

3 改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額(以下この項において「新法の税額」という。)が旧法第七条の規定により算出した税額(以下この項において「旧法の税額」という。)を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

4 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により従前の例によることとされる

る旧法の当該規定を含むものとする。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 理由

今次の税制改正の一環として、最近における財政・経済事情等に順み、印紙税について、定額税率五十円を百円に改め、その他の定額税率をこれに準じて引き上げるとともに、階級定額税率につき最高価格帯の改定を中心とした税率の調整合理化措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

登録免許税法の一部を改正する法律案

登録免許税法の一部を改正する法律

登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「添付」を「添付」に改め、同条第六号中「土地改良事業」の下に「農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号若しくは若しくは同項第二号(業務の範囲)に規定する事業」を、「登記」の下に「政令で定めるものを除く。」を加え、同条第十三号中「別表第一の」を「別表第一」に、「第四十八号」を「第四十九号」に改める。

第十三条第二項中「添付」を「添付」に、「五百円」を「千五百円」に改める。

第十四条第二項中「五百円」を「千五百円」に改める。

第十七条第一項中「別表第一の」を「別表第一」に、「同表第一の第一号の」又は「第二号の」を「当該不動産については同表第一第一号(一)の税率欄に掲げる割合から千分の六を控除した割合とし、当該船舶については同表第一第二号(二)に、「千分の」を「千分の四」に改め、同条第二項中「所有権の取得に係る」を「所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための」に、「当該仮登録」を「これらの仮登録」に改め、「新規登録又は」を削り、「これらの登録」を「当該登録」に、「五千円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「別表第一の第一号の」を「別表第一第一号

(二)に改める。

第十九条中「五百円」を「千円」に改める。

第二十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十三条第一項中「別表第一の」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一万円」を「三万円」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

6 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)附則第二条第一項(経過措置)に規定する者で同項に規定する期間内に同法第三条(登録)の登録の申請をしたものが、当該申請に係る登録免許税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)による改正後の登録免許税法(以下この項において「改正後の登録免許税法」という。)別表第一第三十三号の二に掲げる揮発油販売業者の登録を受ける場合における当該登録に係る登録免許税の課税標準及び税率は、改正後の登録免許税法第九條の規定にかかわらず、当該登録件数一件につき一万円とする。

別表第一中「別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表」を「別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係)」に改める。

別表第一第一号(四)中「五百円」を「千五百円」に改め、同号(六)中「五百円」を「千円」に改め、同号(八)中「千円」を「二千円」に改め、同号(九)及び(十)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第三号(中)「一万円」を「三万円」に改め、同号(三)中「五百円」を「千円」に改め、同号(四)中「所有権の取得に係る」を「所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための」に、「五千円」を「一万五千円」に、「千円」を「二千円」に改め、同号(四)から(八)までの規定中「三千円」を「六千円」に、「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第四号中「五百円」を「千円」に改める。

個数 一個につき五百円

不動産の個数

一個につき千円

に改める。

同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円

別表第一第二号(六)中「五百円」を「千円」に改め、同号(八)中「千分の一」を「千分の四」に、「千円」を「二千円」に改め、同号(九)及び(十)中「五百円」を「千円」に改める。

別表第一第三号(中)「一万円」を「三万円」に改め、同号(三)中「五百円」を「千円」に改め、同号(四)中「所有権の取得に係る」を「所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための」に、「五千円」を「一万五千円」に、「千円」を「二千円」に改め、同号(四)から(八)までの規定中「三千円」を「六千円」に、「五百円」を「千円」に改める。



別表第一第十九号(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 会社又は相互会社につきその支店の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。)

イ (一)イからレまでに掲げる登記

ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消

(三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。)

イ 営業所の設置の登記

ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記  
ハ 登記の更正の登記又は登記の抹消

別表第一第十九号に次のように加える。

四 会社又は相互会社につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記(外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地においてする清算に係る登記を含む。)

イ 商法第二百二十三条第一項及び第二項(清算人の登記)(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定による清算人の登記

ロ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記

ハ 清算の終了の登記

ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうちロに該当するものを除く。)、登記の更正の登記又は登記の抹消

別表第一第二十号(一)中「一万円」を「三万円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に

| 申請件数 | 一件につき九千円(申請に係る登記が、(一)に掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本の金額が一億円以下の会社の申請に係るものである場合には、六千円) |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
|------|-------------------------------------------------------------------------------|

| 申請件数 | 一件につき六千円 |
|------|----------|
|------|----------|

| 営業所の数 | 一箇所につき九万円 |
|-------|-----------|
|-------|-----------|

| 申請件数 | 一件につき九千円 |
|------|----------|
| 申請件数 | 一件につき六千円 |

| 申請件数 | 一件につき九千円 |
|------|----------|
|------|----------|

| 申請件数 | 一件につき六千円 |
|------|----------|
|------|----------|

| 申請件数 | 一件につき二千円 |
|------|----------|
| 申請件数 | 一件につき六千円 |

に改め、同号(二)を次のように改める

(二) 個人につきその支店の所在地においてする登記

イ (一)イからニまでに掲げる登記

ロ (一)ホに掲げる登記又は登記の抹消

別表第一第二十一号中「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「六千円」に改める。

別表第一第二十二号中「六千円」を「一万八千円」に、「三千円」を「六千円」に改める。

別表第一第二十三号中「三万円」を「六万円」に、「一万円」を「三万円」に、「三千円」を「九千円」に、「五百円」を「千円」に、「五千円」を「一万五千元」に、「二千円」を「六千円」に、「千五百円」を「四千五百円」に、「千円」を「三千円」に、「七百円」を「二千円」に、「二千五百円」を「七千五百円」に、「六千円」を「一万八千円」に、「四千円」を「一万二千円」に改める。

別表第一第二十四号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に、「行なり」を「行う」に改める。

別表第一第二十五号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第二十六号中「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「三万円」に改める。

別表第一第二十七号中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第二十八号中「附された」を「付された」に、「(イ)のイ」を「(ロ)イ」に、「五万円」を「十五万円」に、「附して行なり」を「付して行う」に、「一万円」を「三万円」に、「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「六万円」に改める。

別表第一第二十九号中「行なり」を「行う」に、「五千円」を「一万五千元」に改める。

別表第一第三十号及び第三十一号中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第三十三号中「五万円」を「十五万円」に改める。

別表第一第三十四号中「三万円」を「九万円」に、「五千円」を「一万五千元」に改める。

別表第一第三十四号の二から第三十四号の四までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第三十五号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第三十六号中「行なり」を「行う」に、「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「三万円」に、「五千円」を「一万五千元」に改める。

別表第一第三十七号中「一万円」を「三万円」に改める。

| 申請件数 | 一件につき九千円 |
|------|----------|
| 申請件数 | 一件につき六千円 |

| 三十三の二 揮発油販売業者の登録 | 登録件数 | 一件につき三万円 |
|------------------|------|----------|
|------------------|------|----------|

別表第一第三十八号中「三万円」を「九万円」に、「二万円」を「三万円」に改める。

別表第一第三十九号中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第四十号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に改める。

別表第一第四十一号中「五万円」を「十五万円」に、「三万円」を「九万円」に改める。

に、「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第四十三号中「三万円」を「九万円」に、「一万円」を「三万円」に、「五千元」を「一万五千元」に改める。

別表第一第四十四号中「五万円」を「十五万円」に改める。

別表第一第四十五号から第四十七号までの規定中「三万円」を「九万円」に改める。

別表第一第四十八号中「一万円」を「三万円」に、「五万円」を「十五万円」に改める。

別表第一第四十九号中「三万円」を「九万円」に改める。

に改める。

別表第二中「別表第二 非課税法人の表」を「別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）」に改める。

別表第二の農用地開発公団の項中（昭和四十九年法律第四十三号）を削る。

別表第三中「別表第三 非課税の登記等の表」を「別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）」に改める。

別表第三中十四の項の次に次のように加える。

| 十四の二 職業訓練法人で政令で定めるもの | 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号） | 職業訓練法第二十四条第一項（職業訓練の認定）の認定に係る職業訓練のための施設の用に直接供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に直接供する土地の権利の取得登記 | 第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付あるものに限る。 |
|----------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
|----------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|

別表第三の二十二の項及び二十九の項の第三欄中「（業務の範囲）」の下に「若しくは沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ハ若しくはニ（業務の範囲）」を加え、「住宅金融公庫からの資金の貸付け」を「住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）」に改め、これらの項の第四欄中「添付」を「添付」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売法の施行の日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける新法第二条に規定する登記等（以下「登記等」という。）につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されるべきであった登録免許税について

は、なお従前の例による。

3 昭和五十二年十二月三十一日までに受ける登記等で当該登記等に係る申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。）が同年四月三十日以前に当該登記等に係る新法第八条第一項に規定する登記官署等（以下「登記官署等」という。）に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録免許税法第九条に規定する課税標準及び税率とする。

4 新法第二十二条及び第二十三条第二項の規定は、この法律の施行の日の翌日以後に登記等に係る申請書が登記官署等に提出される場合における当該登記等に係る登録免許税について適用する。

5 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第八十一条第二号中「三百万円」を「九百万円」に改める。

6 前項の規定による改正後の租税特別措置法第八十一条の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける同条各号に掲げる事項についての登記につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けたこれらの登記につき課された又は課されるべきであった登記免許税については、なお従前の例による。

7 揮発油販売法の一部を次のように改正する。  
附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とする。

#### 理 由

今次の税制改正の一環として、最近における財政・経済事情等に顧み、登録免許税について、定額税率を原則として三倍、更正の登記等につき二倍に引き上げるとともに、その負担の実情等に顧み、定率税率のうち、所有権移転に関する仮登記、財団抵当権の設定登記等につき、その税率を引き上げる等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。